

令和2年度 児童福祉施設等の指導監査等実績

(R3.3.31現在)

【児童福祉施設等】

1 3月末時点の実施状況

区 分	指導監査等対象件数	実 績 (R3.3.31)
保育所、 保育所型認定こども園	59	新型コロナウイルス感染症の 感染拡大状況を鑑み、 令和2年度においては、 実地による指導監査実施を 見合わせ、書面による確認に代えた。
母子生活支援施設	1	
幼保連携型認定こども園	10	
小規模保育事業A型	38	
認可外保育施設 (休止施設(2件)及び 居宅訪問型(10件)を除く)	48	45

2 指摘件数等内訳

事業区分	指導監査等実績件数	文書指摘件数	その他指導助言件数	
認可外保育施設	45	14	17	
保育に従事する者の数及び資格	/	7	0	
保育室等の構造設備及び面積		0	1	
非常災害に対する措置		2	3	
保育室を2階以上に設ける場合の条件		3	0	
保育内容		0	0	
給食		1	2	
健康管理・安全確保		5	8	
利用者への情報提供		3	9	
備えるべき帳票		4	2	
その他		0	0	
指摘件数合計			25	25

※ 文書指摘件数及びその他指導助言件数については、点検項目ごとに集計したものの。

3 具体的指摘事項の代表事例（文書指摘事項のみ）

(1) 認可外保育施設

- 保育に従事する者の数及び資格
 - ・常時、保育に従事する者を、複数配置すること。（なお、主たる開所時間（11時間）を超える時間帯については、現に保育されている乳幼児が1人である場合を除き、常時2人以上の保育に従事する者を配置すること。）
 - ・有資格者の数が、保育従事者の必要数の3分の1以上であること。
- 健康管理・安全確保
 - ・事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。
- 認可外保育施設の届出
 - ・施設の管理者や建物その他の設備等を変更した場合は、変更の日より1か月以内に市に届け出ること。